

# 一戸建て住宅の転用には手続きが必要です！

◆ 一戸建て住宅を以下の用途に転用する場合には手続きが必要となります。

- ①グループホーム、 ②シェアハウス（※）、 ③レストラン・喫茶店、  
④体験宿泊施設、 ⑤物販店、 ⑥デイサービス・ショートステイ 他  
(例示した以外の用途についても手続きが必要な場合があります。)

(※) シェアハウス [生計を別にする複数の特定の者が、台所やトイレ等を共用し、共同で暮らす住居]

## 【一戸建て住宅の転用について】

建築基準法では、既設の一戸建て住宅を他の用途に転用する場合に、その用途に関する規定に適合する改修工事や、確認申請の手続きが必要（床面積が200㎡超）となります。

必要な改修工事を実施せずに建物を住宅以外の用途に使用した場合、火災時の防火・避難に関して安全上問題が生じる可能性があります。

一戸建て住宅を他の用途に転用する場合は、建築基準法を遵守し適切に対応してください。

<確認申請の手続き等については、以下の問い合わせ先にご相談ください。>

問い合わせ先	連絡先	所轄区域
富山市役所建築指導課	富山市新桜町 7-38 (TEL : 076-443-2108)	富山市
高岡市役所建築政策課	高岡市広小路 7-50 (TEL : 0766-20-1429)	高岡市
新川土木センター建築課 (魚津総合庁舎内)	魚津市新宿 10-7 (TEL : 0765-22-9117)	魚津市、滑川市、黒部市、 下新川郡入善町、朝日町
富山土木センター建築課 (富山総合庁舎内)	富山市舟橋北町 1-11 (TEL : 076-444-4449)	中新川郡上市町、立山町、 舟橋村
高岡土木センター建築課 (高岡総合庁舎内)	高岡市赤祖父 211 (TEL : 0766-26-8426)	射水市、氷見市、小矢部市
砺波土木センター建築課	南砺市寺家 330 (TEL : 0763-22-6271)	砺波市、南砺市

ご質問は、富山県土木部 建築住宅課 建築指導係 (TEL : 076-444-3356) までご連絡願います。